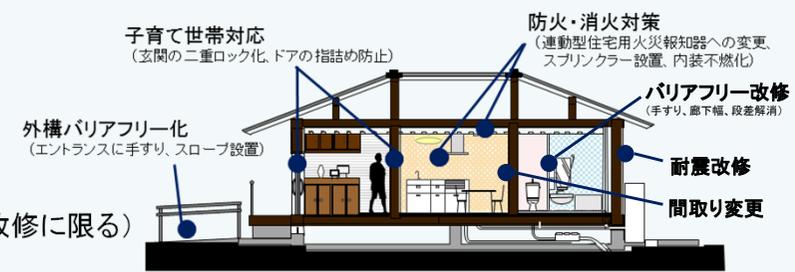


# セーフティネット登録住宅(専用住宅)の改修費支援

住宅確保要配慮者専用の住宅について、改修費に係る費用に対して補助を行う。

	国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】	地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金等の内数】
事業主体等	大家等	
補助対象 工事等	<p>①共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更</p> <p>②バリアフリー改修(外構部分のバリアフリー化を含む)</p> <p>③防火・消火対策工事</p> <p>④子育て世帯対応改修(子育て支援施設の併設を含む)</p> <p>⑤耐震改修</p> <p>⑥「新たな日常」に対応するための工事</p> <p>⑦省エネルギー改修(ただし、開口部又は躯体(外壁、屋根・天井または床)に係る断熱改修に限る)</p> <p>⑧交流スペースを設置する工事</p> <p>⑨居住のために最低限必要な改修(発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治体に事前登録等されたものに限る)</p> <p>⑩専門家によるインスペクションにより、構造、防水等について最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く)</p> <p>⑪居住支援協議会等が必要と認める改修工事</p> <p>※上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)及び居住支援法人がセーフティネット登録住宅を見守り等の居住支援を行う住宅として運営するための必要な改修工事に伴う準備費用(工事期間中の借上げ費用(ただし家賃3か月分を限度とする))も補助対象</p>	
補助率・ 補助限度額	<p>補助率 : 国1/3(地方公共団体を通じた補助の場合は国1/3+地方1/3)</p> <p>国費限度額 : 50万円/戸</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①②③④⑤⑧を実施する場合、50万円/戸加算</li> <li>②のうちエレベーター設置工事を実施する場合、15万円/戸加算し、車椅子使用者に必要な空間を確保したトイレや浴室等を整備するための工事を行う場合は、補助限度額を100万円/戸加算する。</li> <li>④を実施する場合で、子育て支援施設併設は、1,000万円/施設</li> </ul>	
入居対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等</li> <li>低額所得者(月収15.8万円以下)</li> <li>被災者世帯</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等(月収38.7万円以下)</li> <li>低額所得者(月収15.8万円以下)</li> <li>被災者世帯</li> </ul> <p>等</p>
家賃	<p>・公営住宅に準じた家賃の額以下であること。 (入居者の家賃の額の要件は、収入分位が40%を超え50%以下の場合の家賃算定基礎額を用いて設定する。)</p>	<p>・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。</p>
その他主要要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦を実施する場合、既にセーフティネット専用住宅として登録を受けているものも補助対象とする。</li> <li>賃貸住宅供給促進計画を策定している自治体管内のセーフティネット登録住宅であること。</li> </ul>	

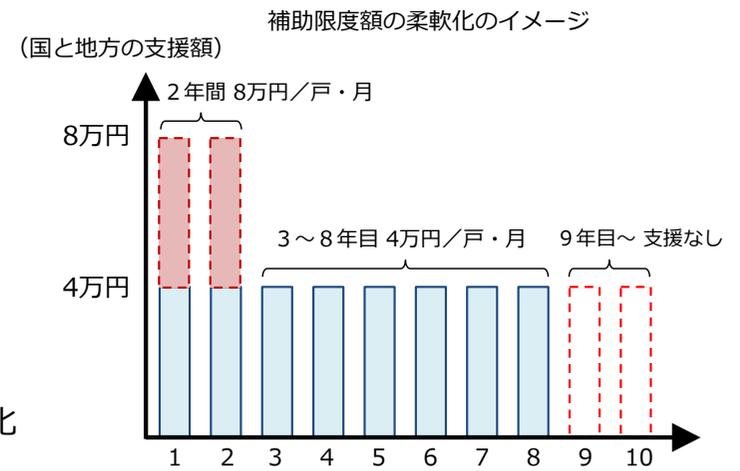


<対象改修工事のイメージ(例)>

# セーフティネット登録住宅(専用住宅)の家賃低廉化支援

住宅確保要配慮者専用の住宅について、家賃低廉化に係る費用に対して補助を行う。

家賃低廉化に係る補助	
事業主体等	大家等
対象世帯	月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯 ※ 子育て世帯・新婚世帯は月収21.4万円（収入分位40%）以下、多子世帯は月収25.9万円（収入分位50%）以下
補助率・補助限度額	補助率：国1/2 + 地方1/2 国費限度額：原則2万円/戸・月 ※ 国費総額が240万円を超えない場合、以下の柔軟化が可能 ・コロナ対応の場合：4万円/戸・月 ・三大都市圏：4万円/戸・月 ・政令市、中核市（三大都市圏除く）：3万円/戸・月 ※ 公営住宅並み家賃への引下げに対応した額の1/2までを限度とする ※ 住宅扶助と併用する場合（最長6か月まで可能）、合計が住宅扶助基準額を超えないものとする ※ 月収15.8万円を超える子育て世帯等については、家賃債務保証料等低廉化補助との併用不可
低廉化前の家賃	近傍同種家賃と均衡を失しないこと
支援期間	・管理開始から原則10年以内 等 ※ ただし、同一入居者への補助の総額が国費で240万円を超えない場合は、最大20年間 ※ 月収15.8万円を超える子育て世帯・多子世帯については最大6年間、新婚世帯については最大3年間
その他の主な要件	・原則として、賃貸人が当該住宅の入居者を公募すること ※以下のいずれにも該当する場合に公募要件を適用除外する。 1) 地方公共団体が、就労や子育て等を理由に当該住宅に住み続けることが必要な者を対象として家賃低廉化支援を行うことを、賃貸住宅供給促進計画等に位置付けること 2) 地方公共団体が、補助対象となる住宅について公募を行うこと 3) 他のSN住宅や公的賃貸住宅に対する応募状況等を勘案して、同等の要件を備えた公募中の住宅があり、当該住宅に (ア) 応募がない、または (イ) 応募があっても、現入居者の方が困窮度が高い場合であって、より困窮度の高い他の入居対象者の入居を阻害しないと認められること ・月収15.8万円を超える子育て世帯等については、住宅の床面積が40㎡以上であること ※ひとり親世帯の場合は適用除外

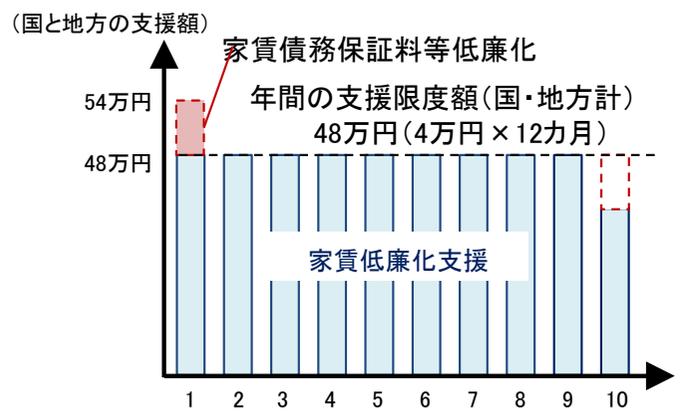


# セーフティネット登録住宅(専用住宅)の家賃債務保証料等低廉化支援

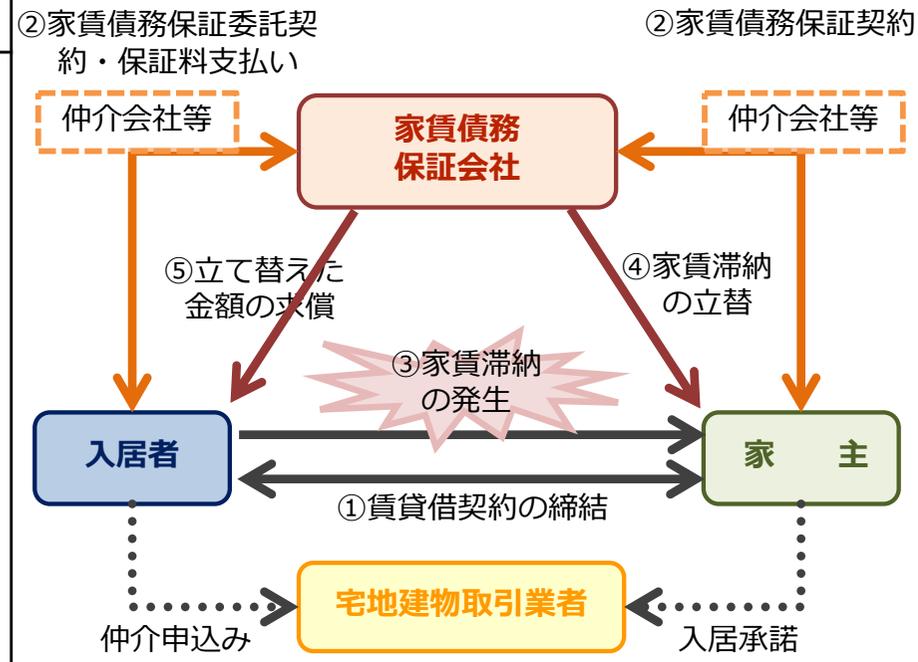
住宅確保要配慮者専用の住宅について、家賃債務保証料等の低廉化に係る費用に対して補助を行う。

家賃債務保証料等の低廉化に係る補助	
事業主体等	家賃債務保証会社、保険会社等
対象世帯	月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 ※ 子育て世帯・新婚世帯は月収21.4万円(収入分位40%)以下、多子世帯は月収25.9万円(収入分位50%)以下
低廉化の対象	家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料
補助率・補助限度額	補助率 : 国1/2+地方1/2 国費限度額 : 3万円/戸 ※ 補助の総額が国費で240万円を超えない限りにおいて、年間の補助限度額にかかわらず、家賃低廉化との併用が可能 ※ ただし、月収15.8万円を超える子育て世帯等については家賃低廉化補助との併用不可

【補助限度額の柔軟化のイメージ】



【家賃債務保証の概要】



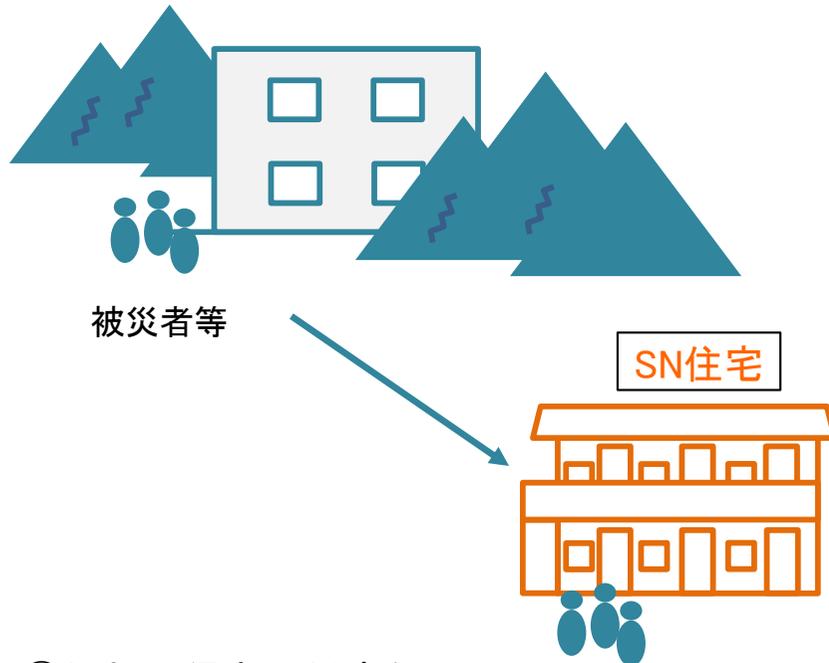
# セーフティネット登録住宅への住替え支援(令和4年度創設)

(R4当初予算における拡充事項)

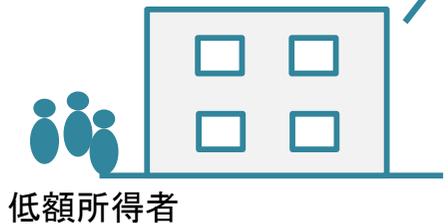
セーフティネット登録住宅への住替えに係る補助	
事業主体	居住支援法人、居住支援協議会等
対象世帯	①-1 災害リスクの高い区域(土砂災害特別警戒区域、災害危険区域(建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る))からの住替え ①-2 原形復旧を前提としない流域治水型の復旧事業を行う地域内の災害危険区域又は浸水被害防止区域からの住替え
	②低廉な家賃のセーフティネット登録住宅への住替え ※ただし、家賃が下がる場合に限る
	月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯(原形復旧を前提としない流域治水型の復旧事業を行う地域の場合は、被災者)
対象住宅	登録住宅 専用住宅
補助対象	セーフティネット登録住宅への住替え費用
補助率・補助限度額	補助率：国1/2+地方1/2 国費限度額：5万円/戸

## 【SN住宅への住替えのイメージ】

①災害リスクの高い区域や、原形復旧を前提としない流域治水型の復旧事業を行う地域からの早期の住替え支援



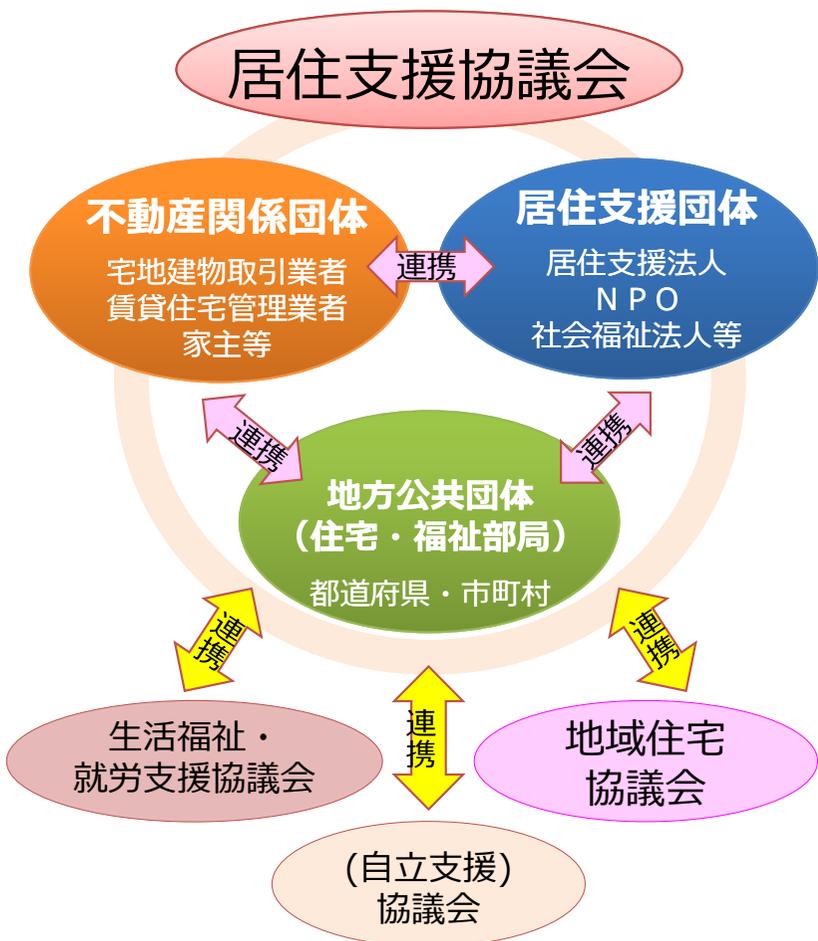
②低額所得者の低廉な住宅への住替え支援



# 居住支援協議会等への活動支援

居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して補助を行う（事業期間：令和2～6年度）

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等
補助対象事業	① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） ③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等） ④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及） ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動、孤独・孤立対策としての見守り等または空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営を実施する場合は12,000千円/協議会等）



## 居住支援協議会

- ・ 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・ 設立状況；119協議会（全都道府県・77市区町）が設立（R4.6.30時点）

## 居住支援法人

- ・ 都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等 を指定
- ・ 設立状況；577者（47都道府県）が指定（R4.6.30時点）